

排出事業者責任

排出事業者責任とは何ですか？（廃棄物処理法第3条・廃棄物処理法第11条第1項）

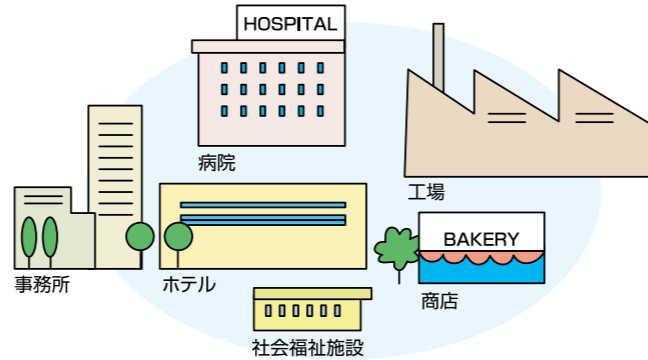
廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

- また、
- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。」
 - 「物の製造、加工、販売などに際して、その製品、容器などが廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器などの開発を行わなければならない。」
 - 「その製品、容器などに係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器などが廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにしなければならない。」

その他

- 「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と定められています。

※「事業活動に伴って」とは
本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避的に伴うものを含みます。
たとえば、従業員が昼食時に排出する廃棄物（廃プラスチックである弁当容器や金属くずである空き缶類など）も不可避的に伴うものとして「事業活動に伴って」排出されたものとなります。



事業者とは？

事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業などを営む者も含まれます。

適正区分・適正処理

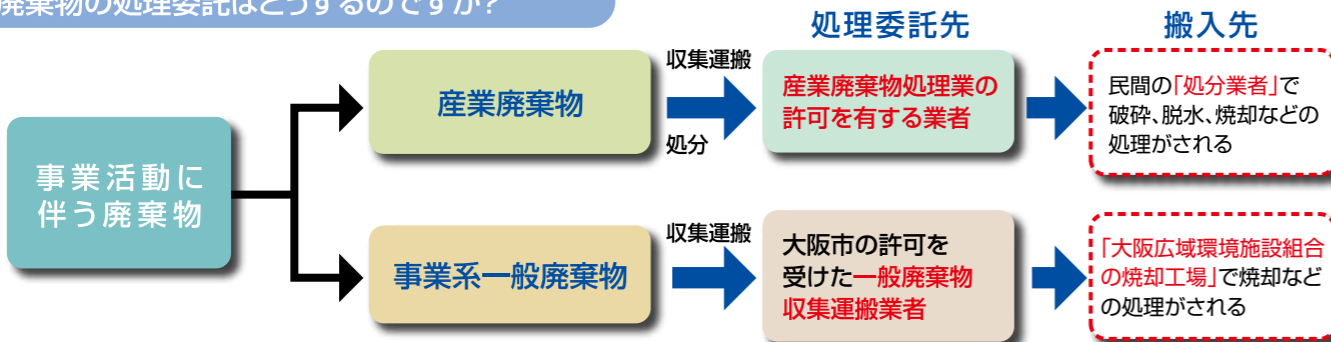
適正区分とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを適正に保管することをいいます。

適正処理とはどういうことですか？

適正に区分された廃棄物（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）を自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理することをいいます。

廃棄物の処理委託はどうするのですか？



○古紙、金属くず、空きびん、古繊維は、専ら再生利用の目的となる廃棄物（以下、「専ら物」という）を専門に取り扱う再生資源事業者へ処理委託できます。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者に産業廃棄物処理を委託する場合には、マニフェストの交付は不要ですが、委託契約書の作成は必要です。

事業系ごみ（一般廃棄物）の持ち込み処理について

大阪市内の事業者の方で、自ら焼却工場にごみ（一般廃棄物）を持ち込み、処理を希望される場合は、前日までにご予約のうえ、有料で焼却工場へ持ち込むことができます。

大阪市ホームページでサイト内検索

ごみ減量に向けた取組（事業者の方へ）

3Rの取組

次の取組を推進してください。

1 Reduce

（リデュース）
発生抑制

生産、流通、消費の各段階からごみの発生を抑制する取組を行います。

- 製造業などでは、製造過程を見直すなどして不良品の発生率の低下を図る。
- 過剰な仕入れを抑制する。
- 未使用原材料の有効利用を図る。
- 飲食店などでは、メニューや盛り付けの工夫（小盛りメニューなど）により、食べ残しの削減を図る。
- 割り箸や紙おしぼりの使用をやめる。
- できるだけ湯飲みやカップ（使い捨てでないもの）を使用し、使い捨て容器の使用をやめる。
- トイレのペーパータオルをやめる。
- 食品小売業では、消費期限が近づいている商品の値引き販売など、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫する。 など

2 Reuse

（リユース）
再利用

リターナブルびんのように繰り返し使えるものを選択し何度でも再使用します。

- 食品や材料の仕入れなどに、かよい箱を使用する。
- 布おしぼりを使用する。 など

3 Recycle

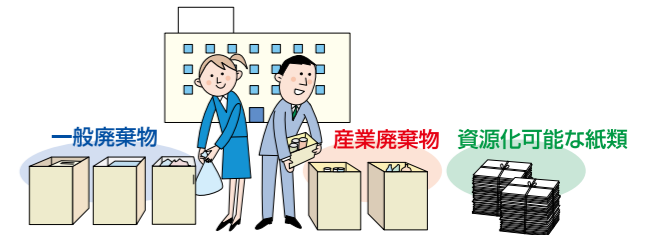
（リサイクル）
再生利用

再使用できないものは、原材料として利用します。

- 紙類、金属、ガラスなどを再生資源業者に引き渡し、再資源化する。
- プラスチックなどで、原料として利用できるものは製造元や仕入先に引き取ってもらう。 など

適正処理

○1～3(3R)の取組において、資源化可能な紙類と一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを適正な処理方法で処理します。
※令和4年4月1日より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。



事業所での資源化可能な紙類の処理方法

①処理方法

①一般廃棄物収集運搬許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。



再生資源(リサイクル)事業所

②再生資源事業者（リサイクル事業者）へ回収を依頼しリサイクルする。



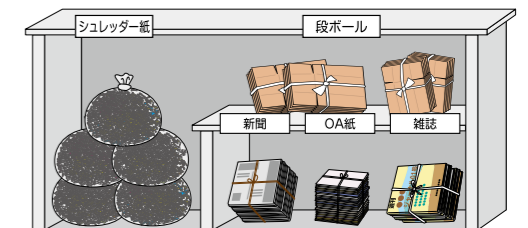
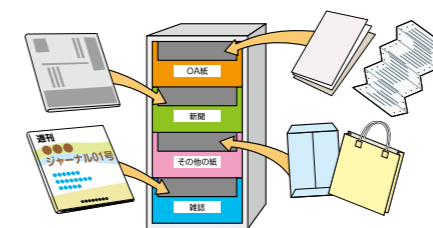
③自ら再生資源事業所（リサイクル事業所）へ持ち込む。



②分別方法

分別区分の例示

- 新聞
- 段ボール
- OA紙
- 雑誌
- シュレッダー紙
- その他の紙



③従業員、テナント会社に周知し分別排出

- 分別方法、回収方法、回収量は、一般廃棄物収集運搬許可業者又は再生資源事業者（リサイクル事業者）とよくご相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルに向かない紙類（禁忌品）について、従業員・テナント会社・清掃員に周知徹底してください。